

## 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果

### 1 意見・提案の提出期間

平成29年11月27日(月)から12月26日(火)

### 2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法(人数)				
		電子メール	郵送	FAX	意見投函箱	窓口
7	38	4	0	0	3	0

### 3 意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	<p>「視覚障害者の情報保障のためのICT利活用について」</p> <p>視覚・聴覚障害者に対する情報コミュニケーション支援の一環として手話講習会と、点字講習会が計画の中で挙げられていましたが、それらに加えてICTの利活用による情報コミュニケーションを推進するべきだと考えます。</p>	<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画は、各サービスの数値目標を定めた計画のため、情報提供体制の充実に向けた取り組みについては、障害者計画において定めています。ICTを活用した社会参加を支援する体制について、国や都の動向を注視しながら、今後も、障害のある方が充実した日常生活を送ることができるよう支援していきます。</p>
2	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	<p>「視覚障害者の情報保障のためのICT利活用について」</p> <p>視覚障害者が日常生活においてICT機器を活用するために機器やソフトウェアのコーディネートやサポートが必要です。インストラクターを養成する講習会への人材の派遣と受講料助成を行うことで視覚障害者の情報保障に寄与するものと考えます。</p>	<p>現在、心身障害者福祉センターでは、インストラクターに依頼し、視覚障害者へのICT活用を支援しているところです。また、介護スキル向上のため職員研修を実施しておりますが、ご意見をいただいた団体等への研修実施につきましても検討していきます。</p>
3	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	<p>「視覚障害者の情報保障のためのICT利活用について」</p> <p>視覚障害があるからこそ、ICT機器の利活用が必要だということを啓発していく必要があるため、行政から眼科医等へ呼びかけすることを検討してください。</p>	<p>医療機関への呼びかけは、最新の支援内容を医療機関自体が把握していることから、市からの呼びかけは考えていません。</p>
4	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	<p>「視覚障害者の情報保障のためのICT利活用について」</p> <p>ICTの利活用で視覚障害者の生活がどのように変わるのか具体的に分かるような音声パソコン講習会を実施してください。</p>	<p>心身障害者福祉センターではパソコン講習会を実施していますが、ご意見をいただいた、それぞれの障害に特化した講習会の実施を検討していきます。</p>
5	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	<p>「視覚障害者の情報保障のためのICT利活用について」</p> <p>音声パソコンをはじめとした視覚補助の日常生活用具を体験できるように、実機を整えた相談体制が必要です。</p>	<p>すべての障害の日常生活用具を体験でき、また、サポートすることは、一自治体では困難なため、関係機関と連携していきます。</p>

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
6	その他			ノーマライゼーション(誰もが等しく共に生きてゆく)教育やダイバーシティ(多様性を受け入れる)社会の実現へは、教育現場からの意識改革も必須であり、インクルーシブ(選択肢があること)な教育、と、言う観点からも、支援学校・学級の維持、運営を図りつつ、支援学校のノウハウを活用し、地域の学校での統合教育(障害児も一般の子どもとともに学んでゆくこと)の実現に道を拓いてゆくことを望みます。	障害福祉計画及び障害児福祉計画は、各サービスの数値目標を定めた計画のため、ノーマライゼーションについての取り組みについては、障害者計画において定めています。本市では、障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)や福祉まつり等のイベントや精神保健福祉についての研修会の実施、障害啓発パンフレットの配布等を通して、市民への啓発を行っているところです。 交流及び共同学習につきましては、子どもの状況や保護者の願い等を踏まえながら、障害のある子どもの自立と社会参画や障害のある子供と障害のない子供が相互に理解を深め、共に支え合って生きることを学ぶ機会として共に支え合って生きることを学ぶ機会として実施しています。また、小学校、中学校と特別支援学校の連携を更に推進、充実し、保護者への理解促進を促すことや小・中学校における障害理解推進に関する取組を実施してまいります。
7	障害福祉計画・障害児福祉計画	28～39 43～44	サービス見込量と見込量確保のための方策	計画には施策番号など付ける、施策ごとに所管課の名称を明記するなどして、進捗管理が行われるよう全体の構成について再考する必要性を感じました。 今回の計画に反映することが難しい場合でも、今後の検討課題としていただくようお願いします。	各事業に管理番号を付番します。所管課についてですが、地域生活支援事業の中の住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の3事業以外は、障害者福祉課が所管であるため、記載は省略いたします。府中市障害者計画推進協議会にて、進行管理を行っておりますが、今後とも適切に管理を行い、各施策を推進してまいります。
8	障害福祉計画・障害児福祉計画	28～39 43～44	サービス見込量と見込量確保のための方策	見込み量と実績数を見ていると、数値目標の設定の方法について検討が必要であると考えます。市内の相談支援事業所に寄せられる相談内容の分析や、実績の効果検証を行いながら課題を捉え、ニーズに沿ったサービスの確保につなげるための、より詳細な実態把握に努めてください。 例)市内在住の方のサービス種別毎の利用実態 例)市内福祉サービス事業所利用実態(府中市民と他市利用者の比率や推移) 例)精神障害の方の実態(入院の場合や、市外、都外施設利用の実数等)	見込量は、サービスの実績の増減や実施状況、今後のニーズ等を勘案して設定しています。また、計画策定に当たっては、実態把握のため、市内の障害者団体及び障害福祉サービス等事業所へアンケート調査を実施しています。なお、例示いただいた内容についてですが、市内在住の方のサービス種別毎の利用実態は計画に実績値として掲載されているものがそれにあたります。また、市内福祉サービス事業所利用実態(府中市民と他市利用者の比率や推移)については、市外の方の利用状況は把握することが難しいことと、本計画は、市民の方へのサービス提供見込量を設定するものであるため、市民の方の利用状況で判断させていただきたいと考えています。精神障害の方の実態(入院の場合や、市外、都外施設利用の実数等)については、計画本文に詳細な数値は掲載していませんが、長期精神科病院へ入院していた人の退院見込み数やグループホームの年間退所者数等を見込んだ見込量の設定をしています。
9	障害福祉計画・障害児福祉計画	15～17	本市の障害福祉に関する課題	この計画の施策と連動していない課題もあるため、例えば福祉避難所等に関する内容については防災関係の計画や、地域福祉計画や障害者計画など、市内の関連する他の計画に既に施策として位置付けられているのであれば、その計画の名称も記載することによって、全体像が捉えやすくなり、実効性が担保されと考えます。計画が形骸化する事のないよう検討をお願いします。	ご指摘いただいたとおり、関係する計画とサービスを記載させていただきます。関連する様々な計画や施策について、課題と方策の関係が分かりやすくなるよう記載方法を変更しました。
10	障害福祉計画・障害児福祉計画	15～17	本市の障害福祉に関する課題	強度行動障害の方、医療的なケアを必要とする方、高齢障害者の方、障害児の抱えるニーズに対応する課題について記載がないのですが、市としてどのようにお考えでしょうか。これらの課題には、単純なサービス量の確保にとどまらず、事業所を超えた連携などが必須であると考えます。施策としての位置づけが難しい場合でも、課題として明文化することについて、ご検討ください。	本市の特徴として、重度障害者(医療的ケアを必要とする方、強度高度障害の方等)が多く居住しています。また、親亡き後の生活や、高齢化に伴う障害の重度化、介護保険への制度移行等もそれぞれ課題の一つと捉えています。次期の計画策定の参考にさせていただきます。 障害児の抱えるニーズに対する課題につきましては、それぞれのニーズを把握していきながら、対応していきます。 今後とも障害当事者やその家族、事業所、市など連携体制を構築していきます。

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
11	障害福祉計画・障害児福祉計画	24～27 41～42	成果目標	目標毎に所管課や連携する課や機関名(自立支援協議会等)、市の独自事業なのか、法令に基づいた事業なのか、新規事業/継続拡充なのか等の情報を明記するとともに、達成のための具体的な方策について記載する必要性を感じました。	国の基本方針に基づき、成果目標を設定しており、記載している事業は、基本的には法令に基づいて実施されるものや他の自治体においても実施または実施を予定している事業です。各サービスの見込量を確保することで、成果目標を達成できるものと考えますが、成果目標とサービス見込量の関係が分かるよう関連するサービスを追記しました。
12	障害福祉計画	24	成果目標	(1)福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標について 地域移行の希望があり、その希望される方の地域移行推進のための課題に対応できるサービスは、後述のサービス見込み量確保のための方策とリンクできているのでしょうか。	33ページにおいて、グループホームの整備を進めることを記載しており、地域で生活する場所の確保について記載しています。また、34ページでは、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量を設定しています。
13	障害福祉計画	24	成果目標	(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について どういった場で、設置について検討されるのでしょうか。	市では、高齢者福祉分野を中心として地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。障害者福祉分野においても、精神障害も含めたすべての障害のある方が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように関係者が情報共有や連携する体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けます。設置に当たっては、関係機関の意見を伺いながら検討します。
14	障害福祉計画	25	成果目標	(3)地域生活支援拠点等の整備に関する目標について 市が考える『障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等』というのは、どのようなものでしょうか。既存の事業を強化・充実するための施策なのか、新規に拠点を整備するのか、もう少し具体性を持った施策として位置付ける必要を感じます。また、前述いずれかの方針が定まらないのであれば、現状の把握から、どのように拠点整備を行うのかを検討する方法や場についても、具体的にイメージを持つ必要があると感じました。	地域生活支援拠点の機能としては、相談、緊急対応・受入れ、体験機会・場の提供、専門的人材確保・養成、地域の支援体制づくり等を想定していますが、具体的な機能については、検討をしていく必要があります。市内の複数事業所にご協力いただき、事業所が連携をとることで、拠点を構築することを考えていますが、今後、障害者等地域自立支援協議会等において、具体的なあり方を検討していきます。
15	障害福祉計画	25	成果目標	(4)福祉施設等から一般就労への移行に関する目標 について ⑤については、必要かつ重要な施策ではありますが、大項目のテーマとの関連付けが難しいように思います。『福祉施設等から一般就労への移行等に関する目標』または『就労支援に関する目標』、(5)として『その他の目標』としてはいかがでしょうか。	ご指摘いただいたとおり、⑤障害者就労施設等への受注機会の拡大に関する目標は、大項目の内容に応じた内容となっていないため、⑤を独立させた項目とします。
16	障害福祉計画・障害児福祉計画		全般	福祉事業者はどこも経営や人材確保の課題を抱えつつ、行政としては国や都の指針、予算なども関係しており課題の解決は簡単ではないと思いますが、前提として、当事者のニーズがどこにあるのかという事を忘れてはいけなと思います。そのニーズに応えるとき、限られた予算や資源の中で、各施策の実現に向けて、どのように協働していく事ができるのかをしっかりと議論する場が必要であると考えます。	福祉団体や事業者、障害当事者、その他関係機関で構成される障害者等地域自立支援協議会は、地域における課題について議論し、市に提言をしています。
17	障害福祉計画	39	サービス見込量と見込量確保のための方策	(5)地域生活支援事業の(3)-②基幹相談支援センター機能強化事業について、見込量確保のための方策の中で、『基幹相談支援センターの設置』とありますが、現時点で新設なのか、既設事業の機能強化・充実なのか、また、検討は庁内検討なのか、既設の相談支援事業所等との検討なのかについても、市の考えはあるのでしょうか。	本市では、基幹相談支援センターは未設置のため、新設となります。設置に向けて、障害者等地域自立支援協議会において、協議検討していきます。

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
18	障害児福祉計画	41	成果目標	成果目標の中で保育所等訪問支援について、市の独自の事業とありますが、指定事業者による障害児通所支援事業とは別に、市の単独事業として実施されているという事でしょうか。市の独自事業であるならばその旨が分かるように明記し、指定事業者によるサービス提供であるなら、サービスの見込量の設定見直しや見込量確保のための方策に、その旨明文化することについて検討してください。	成果目標として設定しているのは、障害児通所支援の保育所等訪問支援の事業所数で、市内では多摩療育園が実施しています。注釈の内容は、障害児通所支援とは別に実施している事業で、子ども発達支援センターあゆの子において、法内ではありませんが、市の独自事業としても保育所等を訪問する事業を行っていることを記載しています。注釈が成果目標の補足であることを分かるよう表記を変更しました。
19	障害児福祉計画	42	成果目標	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する目標として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とかがけていますが、子ども関連の他の計画や施策との整合性を図りながら、実現に向けて、庁内の関係所管課名や他の計画名も明記することを提案します。	本市では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各主管課で構成された発達支援連絡会開催しています。今後は、自立支援協議会にも協力いただきながら、市内部だけでなく、関係機関での協議する場を検討していきます。
20	障害福祉計画・障害児福祉計画	28～39 43～44	サービス見込量と見込量確保のための方策	居宅介護・移動支援・放課後デイサービスなどの福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。非課税世帯のみでなく、自己負担をなくすようお願いいたします。	本市では、障害者の経済的負担の軽減や日常生活の向上・安定を図るため、様々な福祉施策を展開しているところです。限られた財源の中で、事務事業の持続性を確保するため、ご意見でございます各種サービスについては、法令等に基づき、一部負担をお願いしておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
21	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	通学でも移動支援を利用できるように、柔軟に使えるようにしてください。もしくは通学支援の独自のサービスを作ってください。現在の利用者の資格要件は、保護者の病気や複数の障害児がいる方など、限定されていると思います。乳幼児がいる、保護者の仕事の都合などでは支給されていないようです。この資格要件を緩和するか、独自のサービスを作っていただきたいです。	移動支援の通学時における利用については、通学が移動支援の対象外とされる「通年かつ長期にわたる外出」にあたるため、移動支援の対象に原則として含むことはできませんが、今後、国や他自治体の動向等を注視しつつ、通学における支援について研究してまいります。
22	障害福祉計画・障害児福祉計画	31 44	サービス見込量と見込量確保のための方策	就労に特化したデイサービスを作ってください。	就労に関しては就労継続支援B型等の障害福祉サービスがあります。障害児が通所する、放課後等デイサービスでは、各事業所が支援内容を考え、療育活動を行っています。
23	障害児福祉計画	44	サービス見込量と見込量確保のための方策	学習支援に特化した放課後デイサービスを作ってください。	放課後等デイサービスは、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するもので、療育内容は各事業所で支援内容を考え、療育活動を行っています。学習支援については、それぞれの事業所が療育として行っているもののみです。
24	障害福祉計画	32	サービス見込量と見込量確保のための方策	短期入所を増設してください。	短期入所については、障害種別や程度等によっても利用できる対象者が異なることから、それぞれの対象者のニーズを把握することで、短期入所をはじめとする各種事業において、必要な支援が充実していくよう努めてまいります。
25	障害福祉計画	32	サービス見込量と見込量確保のための方策	短期入所への予算を増額してください。参入する事業所が、短期入所を安定して運営出来るように、予算を確保してください。	32ページにおいて、短期入所の見込量を記載していますが、第4期(平成27年度から平成29年度)の実績を見ると、福祉型、医療型ともに増加しており、今後も増加が見込まれます。サービス量増加に向け、提供体制の確保に努めてまいります。
26	障害福祉計画	32	サービス見込量と見込量確保のための方策	レスパイトでの短期入所を乳幼児期からでも使えるようにしてください。心身障害者福祉センターのみ～などの短期入所のレスパイトは15歳からなので、乳幼児期から使えるようにしてください。	短期入所施設のご要望は、以前より多くの方からいただき課題と捉えています。今後も、民間事業者等に協力を仰ぎながら、対応を検討していきます。

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
27	障害福祉計画	29	サービス見込量と見込量確保のための方策	同行援護制度で、保育所・幼稚園の送り迎えができるようにしてください。 同行援護制度の制約を受ける対象者は親なため、厚生労働省・東京都からは「制度の利用可」との回答をいただいております。仮に制度の制約を受けるとしても、春・夏・冬休みがある保育園・保育所・幼稚園は「通年」、最長6年では「長期」に該当しないものと考えます。	視覚障害のある方が同行援護を利用して、子どもを保育所・幼稚園に送迎する場合、決められた場所に一年を通して通うこととなるため、同行援護が制度の対象外としている「通年かつ長期にわたる外出」にあたるものと判断せざるをえませんが、障害のある方の子育て支援については、障害福祉と児童福祉の部署が連携し、より良い環境が整備できるよう、個別の事例に応じて対応してまいります。
28	障害福祉計画	29	サービス見込量と見込量確保のための方策	同行援護の上限を60時間に延長してください。 視覚障害者の外出支援の時間に上限があることは、本来差別事例なのではないかと考えますが、少なくとも毎日2時間外出することができる60時間の支給をお願いしたいと思います。	市では、他のサービスとの関係や近隣他市の基準等も踏まえ、同行援護を含む障害福祉サービスの支給決定基準を定めております。今後、当該支給決定基準については、制度改正や状況の変化等に応じて、見直しを行ってまいります。
29	障害福祉計画	36	サービス見込量と見込量確保のための方策	視覚障害者の日常生活用具にタブレット端末・パソコンを採用し、アプリケーションも申請可能な品目に追加してください。 音声時計・拡大読書器・アイ読むべえ・テレビラジオなどをアプリで支給することで、府中市の財政負担を軽減できるものと考えております。	日常生活用具の給付対象となる要件については、厚生労働省告示の中で、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」と示されており、ご意見にありますタブレット端末やパソコンについては、この規定に該当しないものと捉えており、当事業の給付対象外としているところです。今後も、国や他自治体の動向等を注視し、必要に応じて見直しを行ってまいります。
30	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	移動支援の対象範囲を拡充してください。 車いす使用者の通院・買い物、遠方の特別支援学級・支援教室に通う障害児に対応できるよう対象範囲を拡大・新設いただきたいと思います。特に、最寄りの学校に特別支援学級がそもそもないために学区外への通学を余儀なくされている方に対する支援は、教育委員会・障害福祉双方の連携により、直ちに制度化していただきたいと思います。	移動支援の通学時における利用については、通学が移動支援の対象外とされる「通年かつ長期にわたる外出」にあたるため、移動支援の対象に原則として含むことはできませんが、国や他自治体の動向等を注視しつつ、通学における支援について研究してまいります。
31	障害福祉計画	31	サービス見込量と見込量確保のための方策	就労定着支援から府中市職員や、一般就労へ繋がられるような制度の運用も検討してください。 行政・企業側から個別具体的な作業を提案し、放課後ディサービスや福祉作業所などで訓練を重ね、ある作業レベルに達した場合に採用に繋がれるよう連携していただきたいと思います。	一般就労の場は千差万別で、それぞれの事業所が要求する訓練が違うことから、行政・企業側からの提案は難しいと考えます。今後も就労支援センターを中心に関係機関と連携し支援していきます。
32	その他			マッサージ券とタクシー券を統合し、併用可能なものにしてください。 デイサービス利用者様で毎年マッサージ券は余り、タクシー券は足りないという声を数多く聞いております。	機能回復受術券(マッサージ券)は身体の機能回復のため、福祉タクシー券は外出支援を目的として発行しており、それぞれの目的が違うことから、併用可能なものにはできません。今後も福祉手当等を活用していただけますようお願いいたします。 市では、マッサージ券、福祉タクシー券、ガソリン等費用助成事業において、平成28年度より所得制限を設け、限られた予算の中で事業の持続可能性を図ってきました。今後も、対象者や支給額等の内容について検証し、適切な事業運営に努めてまいります。
33	その他			ちゅうバスに、障害者割引を適応してください。 特に重度障害児者の移動支援・同行援護などの場合、障害当事者が二人分の交通費負担を強いられている状況を公的に支援していただきたいと思います。	府中市コミュニティバス「ちゅうバス」は、市が運行経費の支援を行うことで、市内の公共交通不便地域を解消すると共に、障害をお持ちの方やその介助者だけでなく、すべての方に民間のバスよりも安価な100円均一で、乗車いただいておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。
34	障害福祉計画	37	サービス見込量と見込量確保のための方策	音楽活動等の余暇活動として、障害のある方に向けた集まりは、どこでどのようなものが開催されているのか分からない。	市内には4つの地域活動支援センターがあり、障害のある方の余暇活動を支援しており、府中市の広報誌でお知らせしています。また、必ずしも障害者を対象とはしていませんが、自主的に活動している団体については、市民活動センタープラッツで紹介しています。

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
35	障害福祉計画	25～27 31	成果目標 サービス見込量と見込 量確保のための方策	障害のある人も当たり前働き、仕事を選べる社 会になってほしい。	就労支援センターみ～なでは、障害のある方 の就職に向けた支援、継続して働き続けるた めの支援等を行っています。より多くの障害の ある方が就労につながるよう、関係機関と連携 する等、より一層障害者就労支援事業を強化 していきます。
36	障害福祉計画	35	サービス見込量と見込 量確保のための方策	障害の有無に関わらず、障害のことを理解してい ない人がいると感じる。自分の障害のことを伝え ても、相手に伝わらないこともあり、上手く伝える 方法が知りたい。	本市では、障害者(児)福祉啓発事業(WaiWai フェスティバル)や福祉まつり等のイベントや精 神保健福祉についての研修会の実施、障害啓 発パンフレットの配布等を通して、市民への啓 発を行っているところです。今後も相互理解の 推進に努めていきます。
37	障害福祉計画・ 障害児福祉計画	25～27 31 41	サービス見込量と見込 量確保のための方策 成果目標	発達障害のある児童が落ち着いた静かな生活を 送り、卒業後も適切な仕事に就けるようにワン ストップで保護者が相談できるように就労支援に力 を入れてほしい。	本市では、児童に療育を行う福祉型児童発達 支援センターの設置に向け、協議検討を進め ています。日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓 練などを行い、児童が社会生活を営むうえでの 知識を習得し、安心して地域生活を送ることが できるよう支援します。卒業後は、就労支援セ ンターみ～なにおいて障害のある方の就職に 向けた支援、継続して働き続けるための支援 等を行っています。就労支援員の増加を図る 等、より一層障害者就労支援事業を強化して いきます。
38	障害児福祉計画	41	成果目標	障害児がより住みやすい環境をつくり、頑張っても らいたい。	本市では、児童に療育を行う福祉型児童発達 支援センターの設置に向け、検討・協議を進め ています。日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓 練などを行い、児童が社会生活を営むうえでの 知識を習得し、安心して地域生活を送ることが できるよう支援します。